成田市入札等監視委員会議事概要(令和3年度第1回定例会議)

【日 時】 令和3年7月9日(金) 午後2時~4時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

- 1. 開 会
- 2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

令和2年10月1日から令和3年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、 事務局から報告を行った。

枝広委員長

資料7から令和2年度は落札率が下がっています。今までは上昇傾向にあったと思いますが、何か工夫があったのか、もしくは原因があるのかご説明をお願いします。

事務局

工事の落札率が下がっている主な理由としては、令和元年度は高落札率の大型案件がいくつかあった為、結果として全体の落札率が若干上がっていましたが、令和2年度はそういった案件がなかった為、落札率が下がったものと考えております。

枝広委員長

今後の目標としてはどうですか。工夫の余地があるのか、お考えはどうですか。

事務局

落札率につきましては、昨年度は高落札率のものがあった為、高くなっていましたが、その前の年度と比べると同じか、それよりも低くなっておりますので、このままの状況を維持するか、今後も入札の状況を注視しながら、落札率については調査研究していきたいと考えております。

枝広委員長

予定価格の設定というのも一つの指標にもなりますし、落札率も低い方に合わせる必要はないと思いますが、適切な落札率になるよう努力を続けていただければと思います。

次に資料8不調案件一覧についてですが、不調となった主な原因について、また、「成田浄

化センター機器修繕」の、不調時と落札時の予定価格の差異について簡単にご説明お願いします。

事務局

不調となった主な原因につきましては、案件により様々ではございますが、予定価格や発注時期の条件が業者側の採算に合わないことや、工法や施工場所の特殊性により、対応可能な業者が不在だったことなどが主な原因であったと考えております。また、「成田浄化センター機器修繕」の不調時と落札時の予定価格の差異についてですが、不調の案件のうち契約に至っていない案件につきましては、工事担当課で積算の見直し等を行いますので、それに伴い予定価格が当初のものと変わっていると考えております。

枝広委員長

積算の見直しという点について、もう少し具体的にお願いします。

事務局

具体的には業種や工法等を検討した上で積算の見直しということになるかと思います。

枝広委員長

機器修繕の内容が変わったのか、工法が変わったのか、数量が変わったのか、あるいは修 繕の内容の種類が変わったのかということだけでも分かればお願いします。

事務局

内容の見直しということで工期や修繕する内容の変更を行いました。

大越委員

10番の水道事業の不調の案件は入札が7回不調となっておりますが、今後どうすれば落札に至るのかお考えはありますか。業者側の都合なのか、価格設定の問題なのか、何か検討はしていますか。

事務局

こちらにつきましては、市街地の狭隘道路に敷設している管の耐震化工事になります。条件が悪いということで、入札不調に繋がっていると考えております。今後の予定につきましては、積算の見直し、発注時期の調整や工法の変更等を検討した上で、改めて担当課で発注をする予定になると思います。

大越委員

耐震化工事なので計画を立てていると思いますが、どのくらい遅れているのですか。

事務局

本工事については途中で分割を行ったり、業種を変えたり、工夫をしながら進めていると ころではあります。

大越委員

何かあってからでは遅いと思いますので、ご検討いただければと思います。

(2) 選定事例の審議について

令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した7件の選定事例について、次の通り審議を行った。

事例1 水道事業管路耐震化工事(並木町)及び消火栓修繕(その4)

[一般競争入札(総合評価)]

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

総合評価方式を採用した理由、また1者のみしか応札されていないということで、総合評価方式が適切な方法であったのかご説明お願いします。

事務局

総合評価方式を採用した理由につきましては、本案件は工事の業種が土木一式工事ということで、予定価格 3,500 万以上が総合評価方式の対象となり、公告したところ、結果として 1 者からしか応札がなかったということになります。入札参加可能業者は 27 者ございましたが、それぞれの業者が受注の利益を勘案して判断した結果によるものと考えております。

枝広委員長

類似の工事が他にもあったかと思われますが、他も1者のみですか。「その4」ということですが、今までの工事についてはどうですか。

事務局

1者という事例は少ないです。他の案件につきましては複数者の応札があります。

枝広委員長

今回の場合、1者入札ということは予定価格がかなり厳しかったという予測でしょうか。

事務局

業者が受注の利益を勘案して判断した結果ではないかと考えております。

枝広委員長

今までこの種の工事は今回の落札業者が独占的に工事を進めてきたということですか。それとも分散して競合していますか。

事務局

落札業者は分散しております。

枝広委員長

もう1つ、ダクタイル管に変更するというのは各所でやっていると思いますが、既存のア

スベストを含んだ石綿セメント管や送水管等は全て撤去ですか。

事業担当課

すべて撤去となっております。

枝広委員長

適切に処理はされているということですか。

事業担当課

石綿セメント管につきましては石綿障害予防規則に基づいて適切に処分することになって おります。

枝広委員長

水道管を撤去しないで埋めたままにすることもあるのですか。全て撤去が義務付けられているのですか。

事業担当課

撤去が義務付けられているのではなく、石綿管の飛散防止が義務付けられているので、埋めたままにするということもあります。その場合は管が潰れないように中に充填モルタルを入れる等の処理をするような形をとっております。

枝広委員長

今回の場合は撤去したということですね。

事業担当課

今回、一部側溝の下に入っている部分がございましたので、撤去できないところにつきま しては、充填モルタルという工法に変えて施工している部分がございます。

枝広委員長

安全環境上の被害はなかったということですね。

事業担当課

はい、その通りです。

横山委員

公告の4頁、「5. 総合評価に関する事項」の(3)に記載のある別紙「評価項目一覧」の 技術評価項目についてはどのようなものがありますか。

事務局

具体的には過去の同種工事の実績や工事成績、配置予定技術者の資格や実績等のほか、地域貢献度としての災害活動の実績や、障害者、若年者や高齢者の雇用状況を加点項目としております。

横山委員

本件は満点であったということですね。

事務局

1者ということで満点になります。

大越委員

同様の工事が下期に不調になっておりますが、本案件は1回で落札されたのですか。

事業担当課

不調ではございませんでした。

[以上で事例1の審議を終了]

事例2 成田浄化センター機器修繕

[随意契約(見積競争)]

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

見積りを辞退した理由は把握されていますか。

事務局

辞退理由は、会社の都合による為が2者、この工事を受注した場合技術者の確保が困難である為が3者、作業員の確保が困難である為が1者でございます。

大越委員

見積り合わせはどういった基準で8者選定されていますか。昨年も全者辞退されており、 昨年の辞退業者が今年も3者選定されていますが、他の業者を選定することはなかったので すか。

事務局

昨年から業者の入れ替えを若干行っております。

大越委員

対象業者はどのくらいありますか。

事務局

本案件は機械器具設置工事に登録のある市内から県外業者までの 191 者が対象となり、その中で過去に実績のある業者を選定したところでございます。

枝広委員長

以前不調になった案件ということですが、予定価格が下がった理由についてご説明ください。

事業担当課

本修繕の契約が1度不調になったことから、3月までの最終工期に間に合うよう、修繕に

必要な部品の納期等も確認した上で、修繕内容の見直しを行ったことにより、修繕金額が下がったものであります。

枝広委員長

修繕内容の見直しの具体的な内容を教えてください。

事業担当課

最低限の機器の修繕にしたというところです。

枝広委員長

十分に機器修繕がなされたということですか。

事業担当課

そのように考えております。

枝広委員長

過去3年の修繕費は分かりますか。この業者が毎年メンテナンスを行っているのですか。

事業担当課

毎年行っております。

事務局

契約金額については、令和元年度が 5,830 万円、平成 30 年度が 6,026 万 4,000 円、平成 29 年度が 3,628 万 8,000 円です。

枝広委員長

今年度の予定価格が1番安いということですね。修繕内容は毎年変わると思いますが、今 回は当初予定していた機器修繕がこの金額で十分に行われたということでよろしいですか。

事業担当課

最低限の修繕が行われたと考えております。

大越委員

この業者はいつから修繕を請け負っているのですか。

事業担当課

昭和62年の開設当初からです。

大越委員

他の業者から見積りを取得したことはありますか。

事業担当課

途中までは随意契約でしたので、他者からの見積りは取得しておりません。

大越委員

そうなりますと、見積り合わせをやっていても、形式的なもので、特命随契と同じような 扱いになってしまいます。他の案件も含めて、同じ業者がやり続けると競争原理が働きにく いことに繋がりますので、その点ご留意していただければと思います。

枝広委員長

修繕は随意契約になりやすい分野だと思います。熟練した技術や効率的なことも考えて、 特異性を捉えながら、競争原理を働かせていただければと思います。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 旧東小学校パークゴルフ場クラブハウス新築工事実施設計業務委託

〔制限付一般競争入札〕

[事務局及び事業担当課説明]

枝広委員長

基本設計はいつ頃やられましたか。

事業担当課

基本設計は令和元年度の7月に発注しております。

枝広委員長

基本設計に基づいて実施設計が行われるという流れだと思いますが、そういった流れで今回の実施設計も行われたということでしょうか。

事業担当課

現在実施設計を実施しているところですが、基本設計に基づいて詳細設計を行っております。

枝広委員長

実施設計は15者が応札しておりますが、平等に開示して今回の実施設計の入札が行われた ということでよろしいですか。

事業担当課

はい、その通りです。

枝広委員長

今回 15 者全てが最低制限価格で応札しています。機能性、自然環境、デザイン性や使いや すさ等を考慮して、設計事務所独自の設計図を描くことになると思いますが、15 者がプロポ ーザルを行わずに金額だけで応札し、抽選することが正しいとお考えですか。

事業担当課

今回は基本設計がありますので、それに基づいた実施設計ということで、監理技術者について一級建築士の資格を持つことを条件にしております。また、官公庁等が過去10年以内に行った集会場又は体育館の実施設計業務について、元請として受注し、完了した実績がある

ことを求めていますので、ある程度の経験を考慮し、その実力があれば今回の設計はできる と判断しまして、一般競争入札とさせていただきました。

枝広委員長

設計する能力のある業者は膨大な数があると思います。能力に差があったり、得意不得意な分野がある中で、そういった点を勘案しなくてよいのかという点についてどうお考えですか。

事業担当課

設計にあたっては国や県の基準に準拠して積算をし、委託費を算出しております。デザインや得意分野についての判断は一般競争入札ではできないので、今後可能であれば、検討していきたいと思います。

枝広委員長

プロポーザル方式やコンペ方式により、人が集まりやすく、様々な付加価値のある施設の 設計ができる業者を選ぶべきではないでしょうか。

事業担当課

今後同様の設計業務があると思いますので、契約検査課と相談して入札方式について検討していこうと思います。

枝広委員長

この工事監理は著作権の問題等があると思いますが、随意契約でこの業者が監理する予定でしょうか。

事業担当課

まだこれから検討する予定です。

枝広委員長

こちらの工事費は全て市の財政からですか。補助金等はありますか。

事業担当課

市債の活用はありますが、補助金は入る予定はありません。

枝広委員長

工事は来年始まりますか。工期は1年程度ですか。

事業担当課

工事は来年始まります。クラブハウスについては1年程度の工期を見込んでおり、パーク ゴルフ場は芝生の養生等がありますので、もう少し時間がかかると思います。

枝広委員長

今後運営や維持をしていく費用はどう捻出する予定ですか。

事業担当課

今は公園緑地課で整備は行っておりますが、維持管理についてはスポーツ振興課に引き継ぎを行い、市の予算で管理していく予定です。

枝広委員長

利用料等は今後検討していく予定ですか。

事業担当課

近くに久住パークゴルフ場がありますが、利用料等をとって運営しておりますので、同じような形になるかと思います。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 ニュータウン地区緑地管理草刈委託(玉造地区)(令和3年度)

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

関連の業務の入札調書を見ると、全て最低制限価格で、抽選で落札されているかと思いますが、仕方ないものでしょうか。

事業担当課

本業務については予定価格と最低制限価格を事前に公表しております。基本的には材料等の購入もありませんし、手持ちの草刈り機や収集運搬機械を持っていれば、企業努力でどこまで経費を削減できるか試算して、最低制限価格でも利益が出るという判断で入札していると考えております。

横山委員

最低制限価格を撤廃することはできないのですか。

事務局

最低制限価格につきましては、ダンピング対策ということで設定しておりますので、不良 不適格な業者を排除するという意味合いを持っております。基本的には設定すると考えてお ります。

横山委員

そうなりますと、競争原理が働きにくいということになりますか。

事務局

緑地管理、草刈り委託等の業務が公園緑地課で、全部で17件ありましたが、落札制限をかけておりまして、1つの業者で3件までしか落札できないこととしておりますので、特定の業者に偏らないような配慮はしております。

枝広委員長

3年か4年前までは最低制限価格が60%であったかと思いますが、国か県の指導で70%に 引き上げられたかと思います。本来60%がよいのか70%がよいのかと議論をした方がよいか と思いますが、国や県の指導により引き上げたという理解をしていますが、間違いないです か。

事務局

市としましては、先進自治体や周辺自治体を調査確認し70%にしたもので、国や県の指導によるものではありません。

枝広委員長

強制力があるものではないということですか。

事務局

その通りです。

枝広委員長

競争原理を働かせるという意味では、案件によって 60%にしても 70%にしてもよいということですか。

事務局

制度としては70%に統一しておりますので、制度の見直しを図らないと難しいと思います。

枝広委員長

制度の見直しはどのようにすれば良いのですか。

事務局

契約に関わる制度の見直しにつきましては、成田市入札制度改善検討委員会が庁内にございますので、そちらに提案してご審議頂いて諮ることになります。

枝広委員長

70%というのが適切かどうかというのは、今のところ問題が起きていないので、調査しないと分からないですが、委員会に諮れば60%から70%の範囲内で適切に予定価格を設定するということは可能ということですか。

事務局

入札等監視委員会では意見としてご進言していただくことは可能です。しかし、70%が適切かどうかということは改めて先進自治体や周辺自治体の状況を確認する必要があるかと思います。

枝広委員長

70%が適当かどうか、考え直す余地があるのかどうか、事務局の方で調査いただいて、今 後検討させてください。 [以上で事例4の審議を終了]

事例 5 市道維持修繕業務委託 (1工区) (令和3年度)

[随意契約(プロポーザル)]

[事務局及び事業担当課説明]

枝広委員長

点数は自己申告制ですか、それとも採点をしているのですか。

事業担当課

簡易公募型プロポーザル実施要項の4枚目の9「審査及び提案書の特定並びに契約相手方の決定」の(2)評価の得点の方法はということで記載があります。評価値は評価項目及び評価基準(100点満点)+見積書の価格(100点満点)を足した合計200点満点で、工区ごとに評価値の最も高い業者を選定しております。その中で価格以外の評価項目として、土木部長をはじめとする技術部門の課長を委員とした選定審査委員会によって施工能力や計画に対する資料を精査した上で、評価をしております。

枝広委員長

審査委員会は何名ですか。

事業担当課

6名です。

枝広委員長

1者入札の場合は、価格については100点ですか。

事業担当課

その通りです。

枝広委員長

そうなると価格については、競争原理が働いているのかどうか疑問が湧きますが、いかが お考えですか。

事業担当課

工区は9工区あり、昨年の実績として、応札業者は11者でした。1業者につき2工区まで 応札可能ですが、委託のほかに通常の土木業務もありますので、業者の能力や規模によって は、1者のみの工区も出てきてしまいます。

枝広委員長

ほとんどの工区が1者入札で、価格評価点は100点という流れができている気がします。 2工区まで応札できるという話でしたが、実施要項5の但し書きの説明をお願いします。

事業担当課

業者の事務所がある工区、また隣接している工区には応札可能です。災害対応や年間維持への早急な対応が必要ですので、なるべく近い業者にというところがあります。

枝広委員長

地元で近いところで緊急対応ができて、技術的な評価の差もないとなると、競争性は低い ということですね。競争原理を働かせるためには改善の余地があるのではないかと思います が、何か考えられますか。

事業担当課

今現在、改善したいということはありませんが、検討はしていこうと考えております。

大越委員

5工区の3番と4番で評価点が同点になった場合、どのように決定されますか。

事業担当課

基本的に点数が高い業者が自工区をとります。この場合、6工区が先に決定した為、5工区はもう一方の業者に決定したものです。2工区まで応札は可能ですが、受注できるのは1 工区のみになります。

枝広委員長

2 工区受注することは難しいのですか。

事業担当課

災害が起きた場合、常駐している仕事以外の緊急の仕事となりますので、緊急の態勢を取ることが難しいと思います。

枝広委員長

緊急時に対応できるような、地元業者の育成という意味合いもあるということでしょうか。 金額だけでは測れない部分があるということですね。

事業担当課

その通りです。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 成田市新山保育園外2園給食調理業務委託(令和3年度から令和5年度)

〔制限付一般競争入札〕

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

入札調書で1者無効になっていますが、無効の理由を教えてください。

事務局

入札書の添付書類である内訳書及び調査票の添付がなかった為でございます。入札公告の中に内訳書及び調査票の添付がなかった場合は無効とすると規定されておりますので、無効となったものです。

大越委員

安全性が最も大切になると思いますが、価格だけで選定しようとした理由は何ですか。例 えば、業者によって安全管理の方法も異なると思いますが、プロポーザル等は検討しなかっ たのですか。

事業担当課

本契約につきましては献立の作成、材料の発注、調理方法やアレルギーへの対応、その他 衛生管理についての詳細は仕様書で定めておりますので、本業務は調理業務のみとなります。 特別に提案を必要とする業務ではないとの考えから、現時点ではプロポーザル等は考えてお りません。

枝広委員長

無効になった業者への指導は行っていますか。

事務局

特に指導はしておりません。同様の案件は同日中に開札したものです。

枝広委員長

玉造保育園の案件については無効になっていないので、こちらのみ書類が整っていたということですか。

事務局

入札の結果、第2位でした。事後審査方式になり、落札者のみ内訳書の確認をしておりま すので、内容は確認しておりません。

枝広委員長

1者が全ての案件を落札しておりますが、13園を賄う業務能力はあるということですか。

事業担当課

結果として1者が13園全ての業務を行うことになりましたが、現時点では問題は起きておりません。安定的な給食の提供ができていると認識しております。

枝広委員長

1者が独占した場合、機器が壊れたり、災害が起きたり、食中毒等が起きたり、何か事件 事故が起きた場合にはどのように給食の提供をするのですか。

事業担当課

1番心配していることは給食の提供ができなくなるということですが、契約にあたりまし

て、業務の代行ということを義務付けておりまして、業務代行契約書というものも求め、不 測の事態に備えております。

大越委員

代行契約というのは業者間で独自にやられているのですか、それとも市の条件として出しているものですか。

事業担当課

業務委託仕様書の中で、義務付けております。

大越委員

契約期間を3年に揃えていることは何か理由がありますか。1者独占が悪いとは思いませんが、不測の事態に対応できるように、契約期間をずらす等の分散を図ることも必要かと思います。

枝広委員長

契約期間をずらすことは可能ですか。

事業担当課

可能だと思います。

枝広委員長

運用上、問題がないのであれば、契約期間をずらすことも検討してください。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 A4版対応カラーレーザープリンター購入

[一般競争入札]

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

保守はどうされていますか。

事業担当課

今回購入した機器につきましては1年間のメーカー保証がございます。その間であれば、 メーカー保証によって、故障等がありましたら対応する。それ以降につきましては修理等が 必要になった時点で、個別に対応したいと考えております。

横山委員

想定された具体的な機種はありますか。

事業担当課

NEC 社製の Color MultiWriter7700C という機種になります。

横山委員

調べますと標準小売価格 237,000 円で、今回の落札価格が 24,700 円ですが、今回の落札金 額についてはどうお考えですか。

事業担当課

昨年度、全国的に GIGA スクール構想を推進するという国の方針や、コロナウイルスの影響でリモートを活用した授業も増えたことから、タブレット端末だけではなく、プリンターを含めた周辺機器の需要が全国的にかなり増加したこともあろうかと思います。そうなりますと、メーカー側も需要に対する供給量を増やすことになり、GIGA スクール構想を全国的に展開する中での経営上の努力によるものではないかと考えております。導入された機器につきましては、仕様書通りでございますし、型落ちの心配もなく、最新の機種ですので、納入された機種については問題ないという認識でございます。

横山委員

レーザープリンターは要メンテナンス商品かと思います。定期的にメンテナンスする必要があるかと思いますが、メーカー保証だけでは対応しきれないと思います。意見になりますが、保守についても検討した方がよいかと思います。

枝広委員長

保守費用については年度ごとに申請することになりますか。

事業担当課

故障等があった時にはその都度予算措置をして修理対応をするということになります。

枝広委員長

今までもタブレット端末や、レーザープリンターを使ってきたと思いますが、今回納入した機器については以前のものと比べて性能面ではどうですか。

事業担当課

あくまでもカタログ上の数値になりますが、学校現場だけでなく、市役所で使用している 機種に比べて、性能的には向上しているかと思います。使い勝手も問題ないと判断しており ます。

枝広委員長

機能性能上、使い勝手等もなんら遜色ないもので、かつ、より最新のものが納入されたという感触は得られているということですね。

事業担当課

そのように認識しております。

枝広委員長

先程の質問にもありましたが、ここまで落札率が下がった要因は何だと思われますか。ト

ナーや紙で儲ける等の考えはあったのでしょうか。

事業担当課

結論から申し上げますと、企業上の経営戦略によるものではないかと考えております。機械本体を安く納入し、トナー等のランニングコストで利益を得るということがあるかと思われますが、今回は質疑で「導入後の消耗品に関して受注者へ該当機種純正消耗品を調達して頂く認識で宜しいでしょうか。」というご質問をいただいておりますが、これに対しましては、「導入後の消耗品調達先は受注者に限りません。」という回答をしております。このことから、導入後のトナーでその分を回収するということが確実に約束されたものではありませんので、入札価格を下げる理由としては考えにくいのではないかと思います。

枝広委員長

今回、最低制限価格は設けていないですか。

事務局

地方自治法の規定により、工事又は製造の請負について最低制限価格を設定できるということになっておりますので、物品購入につきましては最低制限価格の設定はできません。しかし、物品納入時に仕様通りのものが納品されているか、検査を実施しておりますので、それに合格したものを納入しております。

[以上で事例7の審議を終了]

枝広委員長

事例7までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

〔特になし〕

それでは、本日のまとめとして、課題としては、設計業務と工事監理との流れの中で設計業務の入札のあり方が現状のままで良いのかということ、また草刈委託の最低制限価格について調査していくことも考えた方がよいかと思います。調理業務については1者集中型がよいのかということ、何かあった場合に大きな課題を残すことになりますので、落札制限を設ける方法等検討していく必要があろうかと思います。

(3) その他

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

以上